

天理大学ふるさと会常務会に関する内規

第1条 この内規は、会則第17条に基づき、常務会に関することを定める。

第2条 常務会は、会長、副会長および専門委員長をもって構成する。また事務局長の出席を要請し、意見を求めることができる。

第3条 常務会は、原則として毎月1回、会長が招集し、その議長となる。

第4条 常務会は、本会の運営に必要な事項を審議し、その執行を専門委員会に要請する。

第5条 常務会は、つぎの事項について基本方針を定め、遂行・管理を行う。

- (1) 本会の運営、事業計画および企画案に関する事項
 - (2) 予算案ならびに決算案の立案
 - (3) 会則および規定に関すること
 - (4) 代議員会に提出する議案の策定
 - (5) 本会の業務全般の執行と管理に関すること
 - (6) その他会長および常務会が必要と認めた事項
2. 本会の運営に関して緊急を要する事業を決し、執行する。

第6条 この内規の改廃は、常務会および代議員会の議を経るものとする。

附 則

1. この内規は、令和6（2024）年4月1日から施行する。